

2月記者懇談会

令和6年2月22日(木)
午前11時00分 203会議室

出席者：みのわ新聞、長野日報、中日新聞、信濃毎日新聞、伊那ケーブルテレビ
事務局：唐澤、鈴木、西村

町長月間予定（総務課）

○月間行事予定の説明

町の主なトピックス（担当課PR分）

○学校給食の地産地消について（みどりの戦略課 未来農戦略係）

○総合福祉計画について（福祉課）

○こども誰でも通園制度（仮称）および育休退園制度の廃止について
(子ども未来課 保育園係)

○第19期みのわ健康アカデミー参加者の募集について（健康推進課 健康づくり支援係）

○空き家の総合相談会について（企画振興課 みのわの魅力発信室 移住定住推進係）

○移住体験ツアーについて（企画振興課 みのわの魅力発信室 移住定住推進係）

町長コメント

1. 学校給食の地産地消について (みどりの戦略課 未来農戦略係)

○上伊那産使用割合

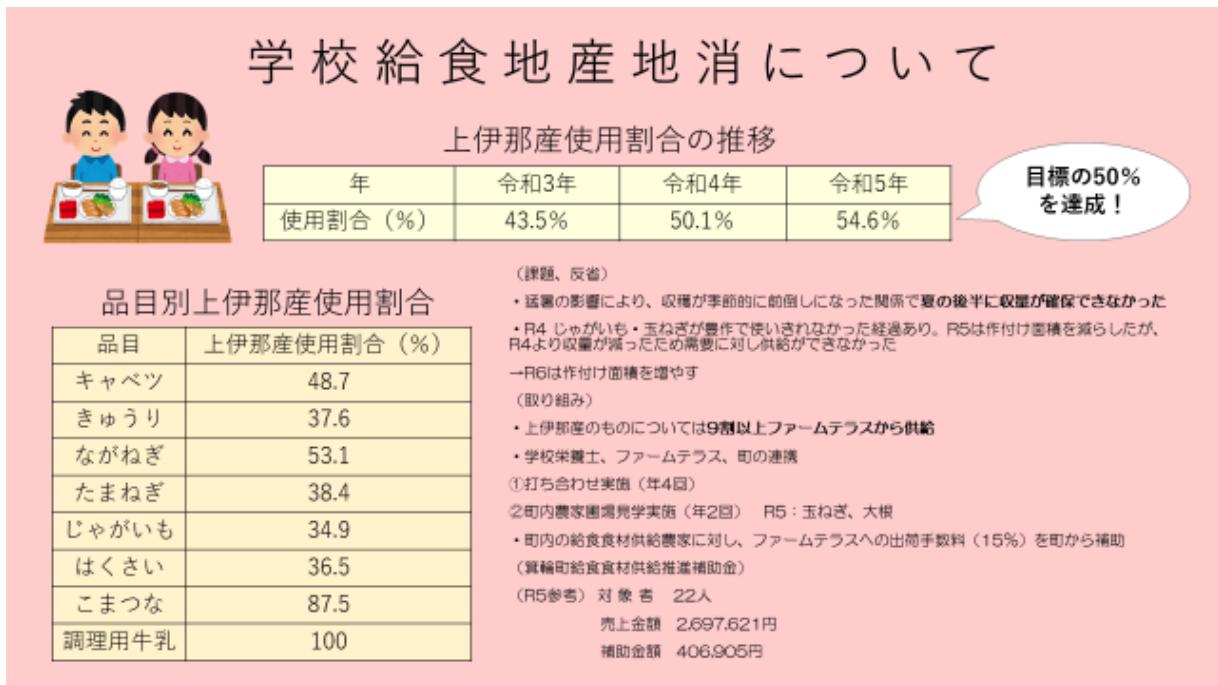
・町内小学校の給食で使用している上伊那産の野菜等の割合が、目標 50 パーセントに対し、54.6 パーセントを達成。目標達成の要因としては、学校の栄養士、ファームテラス、町職員とで年 4 回打ち合わせを行ったこと、また年 2 回町内農家圃場見学を実施したこと、農家の方と栄養士の先生が学校給食の企画について話したり、要望についてなど顔を見て直接話しができたことにあると考えられる。また、ファームテラスに出荷したときにかかる手数料分について、町から補助金を出したことも達成した一因と考えられる。

○町長より

・この課題は地産地消を進める中で、いかに学校給食に使ってもらうかということで、町としては力を入れてきた。以前は 3 割から 4 割ぐらいがやっとだったが、ここ 2 年続けて 5 割になった。学校の栄養士側や、調理する側も理解を示してくれるようになったと思っている。確かに、スーパーなどで売っている規格品の方が作りやすいし、地域の農家の皆さんがあつたものをストレートに調理すると時間がかかったりする部分もありなかなか浸透しなかったが、栄養士の先生に農業の現場を見ていただくことで、農家の苦労や、必要性などを理解していただいていると思っている。ただ、6 割 7 割にあげるのは非常に難しい。時期的に町内生産できない野菜は、県外産を入れざるを得ないためである。

・今後の課題は牛乳。子どもたちが飲む牛乳をできるだけ「おもてなし牛乳」に変えていきたいが、様々な問題がありストレートにはできないが、できる限りそういう方向にもっていきたい。

・子どもたちに自分たちの地域で作った食材で給食が出来ていることを伝えていくことは大事なことなので、これからもやっていきたい。



2. 総合福祉計画について (福祉課)

○総合福祉計画について

資料参照

- ・この計画は令和3年から令和8年までの6年間の計画となっており、今年度は3年でであったため、その中の第5期地域福祉計画について中間評価、見直しを行った。ここで、再犯防止推進計画を追加した。
- ・高齢者の計画は第8期の介護保険事業計画から第9期に変更。高齢者福祉計画に認知症に関する政策推進計画を盛り込んだ。
- ・障がい者の方の計画は、第7期障がい福祉計画、第3期の障がい児福祉計画を策定した。
- ・高齢者が増える中、専門職の人手不足の対応が急務となっている。これまでには、介護職や専門職が支えていこうという部分が強かったが、これからは地域の皆さん、外国人の皆さん、また専門職も含めたフルメンバー、また高齢者が高齢者を支える場面が出てくるのではないかといった中身を含めた計画となっている。
- ・介護保険料については、第9期についてもこれまでと同じ基準額、月5000円。所得部分は、これまで11段階に分けていたが、来年度以降第9期については、国に倣って13段階に変更。利用率は0.455から2.0と決定した。

○町長より

- ・第9期の介護保険事業計画で、介護保険料基準額の月5000円ということが維持できた。これは、箕輪町の介護認定率があまり上がらなかつたため。介護予防が功を奏しているとおもっている。2035年、2040年になると後期高齢者が今と比べ1.64倍となっている。ここをいかに介護認定されないようにしていくかということが一番の課題となっている。地域包括ケアシステムを専門職だけの問題にせず地域の問題に切り替え、支え合いのコミュニティをつくつていかないと、対応できなくなってしまう。おかげさまで、現時点では平均自立期間、健康寿命も伸びており介護認定も少なくてすんでいるのは、高齢化率が思ったほど上がっていない状況もあり維持できているのかなと思っている。

第5節 計画の期間

総合福祉計画は、以下の各計画を束ねたものとしてこれまで3年1期を基本とした計画としてきましたが、地域福祉計画は、町の振興計画期間と高齢者や障がい者に係る計画との関係を考慮し、6年（令和3年度～令和8年度）としました。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間は法令に合わせ令和3年度～5年度までの3年とし、いずれの計画も関係する法令等の改正、社会保障制度の変更等があった場合は、他の関連する計画との整合性を図りながら、計画期間中の成果を踏まえた上で必要な見直しを行います。

(計画期間イメージ図)

第4期総合福祉計画について

1 計画の期間及び体系

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
箕輪町第5次振興計画										

第3期地域福祉計画	第4期地域福祉計画	第5期地域福祉計画（2021年～2026年） 〔成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画（2024年～）〕
-----------	-----------	--

	老人福祉計画	高齢者福祉計画	高齢者福祉計画 箕輪町認知症施策推進計画
第6期介護保険事業計画	第7期介護保険事業計画	第8期介護保険事業計画	第9期介護保険事業計画

	障がい者計画	障がい者計画	障がい者計画
第4期	第5期障がい福祉計画	第6期障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画
	第1期障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画

5 成果（数値）目標

町振興計画における地域福祉に関する施策の満足度

	指標の内容	初期値 (2020年)	中間 目標値	中間値 (2023年)	目標値 (2026年)
1	共に生き、支え合う福祉のまちづくり ^{※1}	34.8%	36%	44.6%	46%

※1 2022年度 住民満足度調査より

基本目標1 思いやり支え合えるひとづくり

	指標の内容	初期値	中間 目標値	中間値	目標値
1	1年間にボランティア活動に携わった人の割合 ^{※2}	12.8%	13%	6.7%	14%

※2 2023年地域福祉計画アンケートより

基本目標2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり

	指標の内容	初期値	中間 目標値	中間値	目標値
1	「支え合い活動（ゴミ出しや雪かきなどの支援）」の充実を普段の生活で実感できる割合 ^{※3}	27.2%	30%	34.4%	36%
2	1年以内で、地域で行われた活動に参加した割合 ^{※4}	79.2%	80%	53.2%	82%

※3 2023年地域福祉計画アンケートより、「とても実感できる」、「進んできたと実感できる」と答えた割合

※4 2023年地域福祉計画アンケートより、地域で行われた活動いざれかを選択した割合

基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

	指標の内容	初期値	中間 目標値	中間値	目標値
1	困り事相談窓口を知っている割合 ^{※5}	39%	45%	31.6%	50%
2	助けを求めることができる割合 ^{※6}	89.9%	93%	91.5%	96%
3	箕輪町での暮らしが総じて安全安心と思う人の割合	77.6%	増加	数値なし	増加

※5 2023年地域福祉計画アンケートより

※6 2023年地域福祉計画アンケートより、「隣近所など、誰にでも助けを求めることができる」「友人や家族になら助けを求めることができる」「家族だけになら助けを求めることができる」と答えた割合

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の推進

第9期となる令和6～8年度の計画を定め、介護保険料を決定しました。この先2040年までの約15年間は医療・介護ニーズの高い85歳以上の人口が急増し、特に専門職の人手不足への対応が急務となります。

全ての人が、年を重ねても介護が必要になっても、認知症になつても幸福を実感しながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域のフルメンバーで支えあえる「地域包括ケア」の関係づくりを進めていきます。

～第9期計画から、以下4つのアウトカムと評価指標を設定し、施策を展開します～

①健康寿命が延伸している

【平均自立期間（要介護2以上）R4 男性 81.3歳 女性 85.7歳】

②要介護・支援の認定率が抑えられている

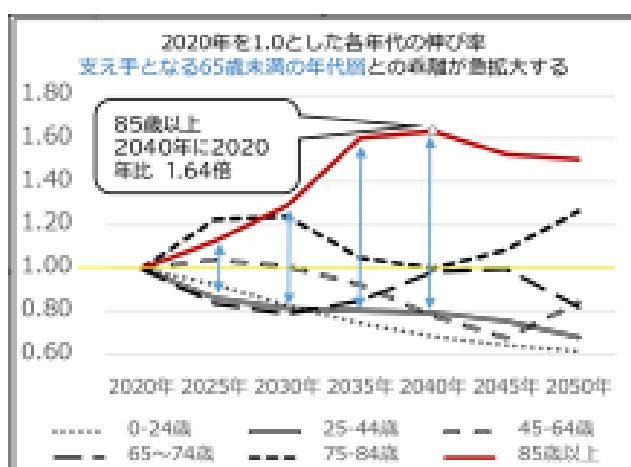
【調整済み認定率 R3 13.5%】

③年を重ねても、介護が必要になつても、幸福を実感しながら暮らしている

【主観的幸福感 R4 元気高齢者 6.99点 居宅支援者 6.22点】

④最後まで在宅を選択しやすい環境がある

【在宅死亡率（自宅の割合） 2016-2020 5年平均 12.3%】



第9期(令和6-8年度) 介護保険料

第7期	第8期	第9期保険料基準額
月 5,000円	月 5,000円	月 5,000円
平成30～令和2年度	令和3～5年度	令和6～8年度
第8期	第9期	第9期 国標準
所得階層	11段階	13段階
料率	0.5～1.75	0.455～2.0
		0.455～2.4

基準額に変更はありません。国が定める標準段階の変更等により、個人の合計所得金額が320万円以上の方の保険料変更(増)があります。

障がい者福祉計画見直し

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画】

●達成目標に対する評価検証の実施

障がい者福祉部会において、評価検証の実施

●計画の作成の時期

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定める計画となっております。

●計画の基本的な考え方

基本方針

障がい者が共に暮らせるまちづくり（障がい-9）

基本目標

- (1) 地域みんなが障がい者を支え合えるしくみづくり（障がい-10）～
- (2) 誰もが安心して暮らせる障がい福祉サービスのしくみづくり（障がい-16）～
- (3) 障がいを正しく理解できる社会づくり（障がい-22）～

施策の展開

各目標を令和8年度の達成目標の設定を行った。



3. こども誰でも通園制度（仮称）および育休退園制度の廃止について (子ども未来課 保育園係)

○こども誰でも通園制度（仮称）について

- ・月一定の利用可能額で、就労時間を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度。利用対象は3歳未満児で保育園等に通っていない子どもで、月一定時間までの利用可能枠の中で利用可能。令和8年度に全自治体で本格実施となっている。
- ・箕輪町は国の補助金を利用しないで独自に行なうことを模索している段階。国の補助の基準である1時間当たり保護者負担300円や、1人当たり月上限利用時間10時間というのは参考にはして検討している。現在沢保育園、子育て支援センター、いろはポケットで実施している一時預かり事業との調整を図りながら検討していきたい。現時点では、予約制で木下保育園の一室を活用して在園児と関わる機会をつくりながら専用スペースを設けて実施する、専用室独立実施型で試行的に実施を予定している。今後内容を検討して制度設計するとともに、保育士確保等の受け入れ態勢を整え次第、広く周知したうえで試行的に実施をしていきたい。

○育休退園制度の廃止について

- ・下の子が生まれた保護者が育児休業を取得すると保育園に通う上の子が原則退園となる、いわゆる育休退園を廃止します。保育園の受け入れ態勢を確認しながら、すでに令和6年1月から廃止して運用している。令和6年1月以降に育休退園を理由に、退園届の提出があった方には、保育園の先生を通じて制度廃止の旨を説明し継続利用について確認している。1月以降に継続通園をしている人で、町で把握している園児数は8人。

○町長より

- ・支援制度については、国のはつかわない。町として、制度設計しながら考えていきたい。木下保育園は、スペースもあるということもあって、そこで実証するというふうに考えている。どのくらいの人が、どのくらいの期間通園制度を望むか正直わからないので、できる限り早く始めたいと考えている。
- ・育休退園は4月以降も予定している方もいるとおもうので、これから周知していく。新しいクラスをつくるなければいけないということになってしまふと、場所の問題もあり簡単にはできないのでその辺りについて心配しているが、8人程度であれば、何とかそれぞれの保育園で対応できるかなという感じがする。

○質疑応答

【記者】通園制度、一時預かり制度は両方とも維持していくのか。

【町長】維持していく。

子育て支援対策

～『パパ』になるなら 箕輪町『ママ』になるのも 箕輪町～

子ども未来課

○こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施

- 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度の創設。

利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもとし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。令和8年度の本格実施予定に向けて実施方法等検討し試行的に実施します。

【国の示す本格実施に向けたスケジュール】

令和5年度～	令和7年度	令和8年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業（※） <ul style="list-style-type: none"> - 150自治体程度を想定 - 补助基準上一人当たり「月10時間」を上限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律上制度化し、実施自治体数を拡充 <ul style="list-style-type: none"> - 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律に基づく新たな給付制度 <ul style="list-style-type: none"> - 全自治体で実施（※） - 国が定める月一定時間までの利用枠

【箕輪町独自での試行的事業の実施】

実施方法等を検討し、令和6年度から試行的事業を実施します。

- 町所有の公共施設（木下保育園を予定）を活用し、在園児と関わる機会を作りながら、専用スペースを設けて実施する一般型（専用室独立実施型）での実施を予定

○年齢対象こども数384人、事業の対象となる想定こども数207人（令和5年4月1日の人数から算出）



○育休退園制度の廃止

- 第2子以降の出産で育児休業を取得した場合、上の子が原則退園となる「育休退園」を廃止します。

○保育園の受け入れ体制を確認しながら令和6年1月から実施している。

○令和6年1月以降に「育休退園」を予定していたが、制度を廃止したことで継続通園している町で把握している園児数8人

4. 第19期みのわ健康アカデミー参加者の募集について (健康推進課 健康づくり支援係)

○募集内容について

資料参照

みのわ健康

アカデミー

第19期

募集開始



お問い合わせ / 施設的役場健康推進課
お問い合わせ / TEL(直通)0285-79-3118 Email:kenko@town.unisnow.jp



第19期

みのわ健康アカデミー参加者募集！！

お申込み期間：

令和6年1月16日（火）から3月29日（金）まで

対象者：

町内に住民票のある40～74歳の方

定員：48名

費用：スポーツ保険料・ジャージ代

*年間10,000円程度

※申込用紙は、お問い合わせ窓口にて配布しています。

※申込用紙は、お問い合わせ窓口にて配布しています。

みのわ健康アカデミー参加要領

目的

- ✓ ご自身の健康の維持・改善・増進
- ✓ 卒業後も健康づくりを継続し、身近な人への健康づくりの幅を広げる
- ✓ 「仲間づくり」により、いきいきと充実した人生を送る

参加資格

- ①みのわ健康アカデミーの目的を理解し、継続して参加できる方(4月～翌年2月)
- ※週1回のトレーニングは、基本的に希望した曜日(火曜日～金曜日)となります。トレーニングのみの参加はできません。ご都合がつかないときは振り替えが可能です。
- ②運動を実施しても健康を害しない方
 - ※令和5年10月以降、心筋梗塞・狭心症の発作、脳梗塞・脳出血等の発作があった方は、運動禁忌となります。今後の参加は見合わせていただきます。
 - ※健康状態によって、主治医の使用薬を服用している場合があります。
- ③入学前・参加中・卒業後の運動や医療費等のデータ提出にご協力いただける方
- ④町の伝統等やその他の制度等に賛同する方・扶養範囲にご協力いただける方
- ⑤一定の判断基準に該当し、トレーニング中止等の指示に従っていただける方

招募内容

- ✓ トレーニング(週1回)ストレッチ・筋トレ・有酸素運動(13:30～15:30)
- ✓ 検査・測定(年2回程度)：身体計測・血液検査・体力測定・脳機能判定等
- ✓ 健康学習：専門職による保健、栄養、口腔等に関する学習(月1回: 13:30～16:00)
- ✓ 健康促進講座(月1回程度)
 - ※元オリンピック選手や医師による講義
- ✓ 在宅トレーニング(自走活動)：筋力トレーニング・ウォーキング等の実施
 - ※状況に応じて実施になる可能性があります。

申込方法

※お問い合わせ窓口にて受け付けています。以下の項目をご準備のうえ、お申込みください。

- ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④電話番号
- ⑤希望トレーニング日
(火曜日～金曜日の中から、第一希望、第二希望)
- ⑥既往歴、既往歴

締切: 令和6年3月29日(金)

事前説明会・入学式

お申し込み後は、事前説明会・入学式のご出席をお願いします。

入学までの流れ

お申し込み

問診票を
記入して、
役場へ提出

事前説明会
4月12日(金)

→

入学式
4月24日(水)

5. 空き家の総合相談会について (企画振興課 みのわの魅力発信室 移住定住推進係)

○概要

資料参照

資料

定住自立圏域 空き家の総合相談会

相続・権利、利活用、解体・片付けなど
空き家に関する疑問に専門家及び専門業者がお答えします。



日 時 3月3日（日）
13時30分～16時（最終受付：15時30分）

会 場 南箕輪村民センター 2階 大会議室（南箕輪村4840-1）

対 象 者 伊那市、箕輪町、南箕輪村に空き家をお持ちの方

相談内容 相続・権利、売買・賃貸、リフォーム、解体・片付け、空き家バンク

参加団体 県司法書士会伊那支部、伊那不動産組合、伊北不動産組合
リフォーム業者、解体・片付け業者、伊那市、箕輪町、南箕輪村

6. 移住体験ツアーについて (企画振興課 みのわの魅力発信室 移住定住推進係)

○ツアーについて

資料参照

・申し込みは3月5日まで

資料



参加者募集!!

長野県 みのわまち ほどほどの田舎 移住体験ツアー

2024年3月16日(土)
10:10~17:00



移住に憧れる方、移住を検討している方などに対して、町内見学などを通じて、箕輪町の自然、人、食など優れた資源を提示しながら箕輪町で暮らす具体的なイメージを持っていただき、移住という選択へ繋げていくことを目的として開催。

◆定員◆

最大20人、最小10人

◆参加費◆

大人 1,500円

子ども 500円

未入園児 無料

※子どもは小学生～保育園児

◆ツアー行程◆

- ・ビュースポット福与展望台
- ・五平餅作り体験(福与公民館)
- ・車窓見学(商業エリア)
- ・“やまほいく認定園”東みのわ保育園見学
- ・先輩移住者さんとの交流会
- ・町移住支援施策等のご紹介
- ・ファームテラスみのわで自由行動



○町長コメント

○令和 6 年度予算について

- ・防災対策について、今まで災害ごみの処理にあたっている職員が帰ってくる。明日明後日から給水車の応援、一週間後に避難所の運営応援ということで石川県能登半島の災害対策に当たっているが、そういう職員から意見を聞きながら、新たな大震災以後、大規模地震があったときの対策を考えなければということで予算のなかで、今の時点ではじゅうぶんに盛り切れなかった。
- ・トイレ関連の物品は昨年度から 3 年計画で避難所のトイレの運営について委員会で検討していただき物品の充実を図ってきたので、そういう意味では大規模な震災にも対応できるようにと心得ていたつもり。今回の震災を受けて、避難所開設マニュアルや事務用品等必要なものを、今は職員通用口のボックスにおいてあるが、今回は 2 次避難所になる 17 か所に開設物品を置くこととした。そのための予算を盛っている。避難所生活で高齢者の方が多いということもあり厳しい状況があるが、まずはアルミの折畳マットなどを用意していく。これから順を追ってやっていく。
- ・消火栓の点検修繕について、消防団に常に消火性能維持点検をしてもらっているが、十分機能が発揮できていない消火栓が実はいっぱいある。今回の輪島の火災をうけて、消火栓を十分対応できるような形にしておかなければならぬということで、消火栓の点検をする予算を計上させていただいた。
- ・災害対策はハードもソフトも両面からやらなければいけないこと、避難所の運営について被災者の権利を最大限尊重したような避難所運営はなかなか難しいなと感じている。災害対策避難所運営の委員会があるので、そのようなところを話し合ってもらい、防災意識も含め少し強めていきたい。8 月に子どもの寺子屋教室をやっているが、単に昼間やるのではなく宿泊型でやってもらえないかとお願いした。これは公民館が実施してもらえないとなかなか町独自で運営することはできないが、こういったことで少しでも防災意識を高めていきたい。
- ・重要給水管を耐震化するために布設替えを行っている。国の補助が 1/4 補助しかないので毎年経費が 2 億円くらいかかるので厳しい。何とか早めるようにしていきたい。令和 6 年は 3 つの工区で実施したいと思っている。どこの市町村も同じだが、特に末端の配水等ではなく、耐震化するのは非常に難しくすぐにはできないこともあるが、重要なポイントは少なくとも耐震化していきたいということで予算化している。